

議案第20号

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月10日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、管理職員特別勤務手当額に100分の150を乗ずる対象となる勤務及び週休日等以外の日と週休日等をまたぐ勤務を行った場合の取扱いを定める必要があるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第23条第3項第1号」を「第23条第3項」に、「勤務」を「同条第1項本文の勤務」に改める。

第3条第2項を削る。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 次に掲げる場合には、条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第23条第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。

(1) 条例第23条第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第23条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項本文の勤務をした場合

附則第2項中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第16号 (管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>条例第23条第3項</u>の教育委員会規則で定める勤務は、<u>同条第1項本文</u>の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>第4条 次に掲げる場合には、条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第23条第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。</u></p> <p><u>1 条例第23条第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u></p> <p><u>2 条例第23条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項本文の勤務をした場合</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>附 則 (制定附則) (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 当分の間、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び<u>第3条第1号</u></p>	<p>○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第16号 (管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>条例第23条第3項第1号</u>の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が条例第23条第1項本文に規定する勤務をした後、引き続いて同条第2項に規定する勤務をした場合には、その引き続く勤務に係る同項の管理職員特別勤務手当は、支給しない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附 則 (制定附則) (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 当分の間、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び<u>第3条第1項</u></p>

改正後	改正前
<p>に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p><u>附 則（一部改正附則）</u></p> <p><u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>第1号</u>に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p>